

# 介護保険サービスの指定基準について

指定基準は、介護サービス事業所及び介護保険施設（以下「事業所等」と言います。）が運営にあたり遵守すべき最低限度の基準です。

基準を満たさないとして、指定又は更新が受けられないこと、また基準違反が明らかになった場合に、基準の遵守についての改善勧告、改善命令、指定の全部又は一部の効力の停止、及び指定取消処分などが行われることがあります。

## 1 指定基準に関する条例

指定基準は、以前は厚生労働省令で定められていましたが、現在は指定権者（都道府県または市町村）が条例で定めることとされています。

本市では、厚生労働省令で定められた基準に、「記録の保存期間の延長」、「非常災害に備えた食料及び飲料水の備蓄」、「暴力団の排除」など、独自の基準を追加した条例を制定し、平成25年4月1日（居宅介護支援事業所については、平成26年6月1日）から施行しています。

## 2 記録の保存期間の延長

事業所等は、保存が必要な記録のうち、平成25年4月1日（居宅介護支援事業所については、平成26年6月1日）以降に完結したサービスの提供記録については5年間保存する必要があります。

## 3 非常災害に備えた食料及び飲料水の備蓄

非常災害に備え、居住系サービス事業所・施設については利用者（入所者・入居者）及び従業者の3日間の生活、通所系サービス事業所については利用者及び従業者の1日間の生活に必要な食料及び飲料水（1人1日3リットルを目安）を備蓄しなければなりません。

## 4 暴力団の排除

事業所等は、その事業の運営に当たり、名古屋市暴力団排除条例に規定する暴力団を利用することをしてはいけません。

指定基準に関する条例の詳細は NAGOYA かいごネット

（URL：<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>）

厚生労働省令の詳細は厚生労働省法令等データベースサービス

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>）

でご確認ください。

# 名古屋市からの情報提供について

名古屋市からの情報提供は NAGOYA かいごネット

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) で行っております。日頃から隨時ご確認ください。

The screenshot shows the homepage for users. At the top, there are various settings like font size and search functions. A large callout box highlights the '事業者向け' (Business Operator) page. Below it, there are illustrations of a doctor and a patient, and a group of elderly people. A large downward arrow points from the user version to the business operator version.

事業者向けのページはこちらです。

地域包括ケアシステムの構築  
新着情報  
募集  
介護保険制度改正に関するお知らせ

なごや認知症カフェについて（2016年6月20日）  
平成28年度名古屋市看護職員研修会のお知らせ（2016年6月10日）  
名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る平成28年6月指定事業所について（2016年6月1日）  
名古屋市高齢者日常生活支援研修について（2016年5月10日）

The screenshot shows the homepage for business operators. It features a similar header and navigation bar. Two large callout boxes provide information: one for service application and another for reporting procedures. The bottom section contains news items and a download link for forms.

各サービスの指定・登録及び更新申請についてはこちらをご覧ください。

各種届出についてはこちらをご覧ください。

新着情報  
各種研修  
事業者等募集  
事業者指導  
通知文書  
介護保険制度改正に関するお知らせ  
有料老人ホームの届出  
福祉人材育成

新しい総合事業の日割り算定について（2016年6月21日）  
運動型通所サービスの事業概要について（2016年6月21日）  
平成29年度整備着工分 特別養護老人ホーム（ユニット型）施設整備にかかるQ&A（2016年6月21日）  
新しい総合事業における通所サービスの利用期間等について（2016年6月17日）  
平成28年 熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（第3回）（2016年6月15日）

# 運営の手引きについて

## 1 趣旨

介護保険サービス事業所が遵守すべき基準及び当該基準の解釈等について、数多くのお問い合わせをいただいております。

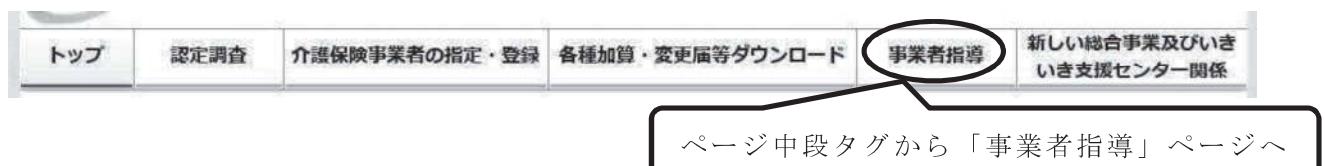
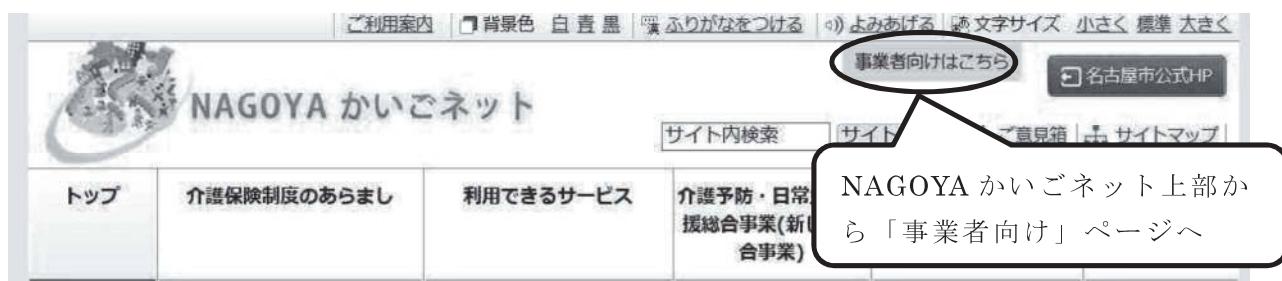
つきましては、介護保険事業の円滑な運営及び推進のため、サービス毎の「運営の手引き」を作成することとしました。

作成後順次「NAGOYA かいごネット」を通じて公開しておりますので、適宜「NAGOYA かいごネット」の確認をお願いいたします。

## 2 公開場所

「NAGOYA かいごネット」

(URL : <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/>)



ページ中段「各サービスにおける「運営の手引き」について」から右ページへ

※人員・設備に関する基準等については「指定申請の手引き」をご参照ください。